

令和５年度 女性活躍推進法第２１条に基づく女性の職業選択に資する情報公表

特定事業主名：愛媛県後期高齢者医療広域連合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成２７年法律第６４号）の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報について、次のとおり公表します。

項 目 ①	全体	女性	男性	割 合
女性職員の採用割合（令和４年度実績）	10	9	1	90.0%

項 目 ②	全体	女性	男性	割 合
採用試験受験者の女性割合（令和４年度実績）	10	9	1	90.0%

項 目 ③	全体	女性	男性	割 合
職員の女性割合（令和５年４月１日時点）	13	11	2	84.6%

項 目 ④	割 合
年次休暇取得率（令和４年度実績）	98.7%

- * 当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員を本調査の対象としている。
- * 項目③は令和５年４月１日時点、１、２、４は令和４年度の数値。
- * 項目④は年次有給休暇付与日数に対する取得日数の割合。

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：愛媛県後期高齢者医療広域連合

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	—
任期の定めのない常勤職員以外の職員	121.7%
全職員	121.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	—

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
３６年以上	—
３１～３５年	—
２６～３０年	—
２１～２５年	—
１６～２０年	—
１１～１５年	—
６～１０年	—
１～５年	—

【説明欄】

* ２(1)(2)について、当広域連合の職員は各市町村からの派遣職員及び当広域連合にて任用する会計年度任用職員で構成されており、そのうち会計年度任用職員（任期の定めのない常勤職員以外の職員）を本調査の対象としているため、該当なし。